

※ 本公募は、平成25年度予算政府案に基づいています。今後、国会で成立する予算の内容に応じて事業実施内容等の変更があり得ることに御留意ください。

## 都市農村共生・対流総合対策交付金公募要領 (広域ネットワーク推進対策)

### 1 はじめに

農山漁村においては、人口の減少・高齢化や社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、消費者・都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、健康づくり等に対するニーズが増大するとともに、東日本大震災を契機に、地域の絆を重視する傾向が生じています。

このため、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用しながら、都市と農山漁村の共生・対流を強力に推進し、農山漁村における所得や雇用の増大により地域活性化と地域コミュニティの再生を図っていくことが重要となっています。

都市農村共生・対流総合対策交付金（以下「本交付金」という。）では、「食」の持つ教育、観光、健康等の機能の発揮に向け、地域を越えて人と情報の連携ネットワークを構築し、都市と農村のニーズのマッチングや専門家等の派遣、情報の発進等の取組を支援します。

本交付金の交付を希望する場合には、本公募要領のほか、都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱（平成25年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び都市農村共生・対流総合対策金実施要領（平成25年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）を必ずお読みいただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に御提出願います。

なお、実施要綱・実施要領は、農林水産省ホームページ（[http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi\\_noson/pdf/h25\\_toshi\\_nouson\\_yoko\\_yoryo\\_an.pdf](http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/pdf/h25_toshi_nouson_yoko_yoryo_an.pdf)）にございます。

公募期間：平成25年4月30日（火）から平成25年5月24日（金）まで

### 2 対象事業

公募する内容は、「都市農村共生・対流総合対策交付金」のうちの「広域ネットワーク推進対策」（以下「本事業」という。）とし、次に掲げる取組のいずれかについて専門的・技術的課題の調査・検討を通じて、効果の高い取組を誘導し、都市と農山漁村の共生・対流が全国に拡大するような民間団体の活動を支援します。

**【都市と農村の共生・対流に向けた全国的推進】**

- (1) 全国ネットワークの構築及び運営

**【人材活用支援】**

- (2) 人材活用対策の円滑な実施

**【教育・観光・健康福祉と連携した取組の推進】**

- (3) 子ども農山漁村交流  
(4) 大学・企業等の研修等の推進  
(5) グリーン・ツーリズムの推進  
(6) 農林漁家民宿の活性化推進  
(7) インバウンドの推進  
(8) 障がい者福祉との連携  
(9) 健康・医療・介護との連携

**【都市と農村の共生・対流の推進に資する支援】**

- (10) 耕作放棄地、廃校・空き家等を活用した地域活性化の取組の推進  
(11) 移住・定住の促進  
(12) 美しいむらづくりの推進  
(13) 多様な主体との連携  
(14) 農山漁村活性化のための交流事業推進  
(15) 集落課題の情報受発信

なお、これらの取組の詳細は、別紙1を参照してください。

また、取組の実施期間は1年以内です。

### 3 応募方法

応募は、4の本交付金の対象となる団体が、(1)の①の提案書を提出することにより行ってください。

(1) 応募に必要な書類（以下「提案書等」という。）

- ① 都市農村共生・対流総合対策交付金（広域ネットワーク推進対策）事業実施提案書（以下「提案書」という。）

※ 農林水産省ホームページ (<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>) からダウンロードし、様式に従って作成してください。

- ② 本交付金の申請者（以下「申請者」という。）の組織、活動内容などを示す資料〔①の提案書に添付〕

- (ア) 設立趣意書定款、寄附行為、規約など  
(イ) 申請者の活動内容の概要が分かる資料  
(ウ) 過去3年間の事業報告（国、地方公共団体等公的機関から助成を受けた事業の実績その他事業の実績が確認できる資料を必ず提出してください。  
(エ) についても同様。）  
(エ) 過去3年間の収支決算（決算書、貸借対照表及び損益計算書）  
(オ) 役員、職員名簿、組織図等  
(カ) 取組を主導する運営責任者（プロジェクトマネジャー）のこれまでの取

組実績、履歴、提案内容の実施に必要なノウハウ、知見、マネジメント能力の判断に資する資料

(キ) 事業費の算出決定根拠使用

なお、本交付金の申請者及び申請団体に参加している構成員又は申請団体に参加する見込みの構成員が、提案書の提出から過去3年以内に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消があった補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとします。

## (2) 提案書等の提出方法等

### ① 提出方法

15 に定めるお問い合わせ先に御持参又は御郵送願います。

### ② 提出期限

平成25年5月24日（金）17時まで

（郵送の場合は平成25年5月24日（金）（消印有効））

### ③ 提出に当たっての留意事項

ア 提出書類に虚偽の記載、不備等がある場合は審査対象となりませんので、要領に基づいて注意して作成願います。

イ 提出部数は1部です。

なお、提案書等に要する一切の費用は申請者の負担とし、提案書等の返却は行いません。

## 4 本交付金の対象となる団体

本事業を実施することができる団体は以下のとおりです。

なお、共同提案を行う場合にあっては、各構成員の全てが次の団体のいずれかに属することが必要です。

- (1) 農業協同組合、農業協同組合連合会
- (2) 森林組合、森林組合連合会、生産森林組合
- (3) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合
- (4) 生活協同組合、生活協同組合連合会
- (5) 農業会議所、都道府県農業会議、農業委員会
- (6) 農事組合法人
- (7) 農業生産法人
- (8) 特定非営利活動法人
- (9) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人又は特例財団法人
- (10) 土地改良区、土地改良事業団体連合会

- (11) 地方公共団体等が出資する団体
- (12) 商工会、商工会連合会、商工会議所、商工会議所連合会
- (13) 観光協会、旅行業者が組織する団体
- (14) 民間企業

## 5 交付金の交付の対象となる経費

提案された上記2の取組に直接必要となる経費が交付金の交付の対象になります。

具体的な交付金の交付の対象となる経費は、別紙2のとおりです。

## 6 交付金の交付の対象とならない経費

- (1) 経費以外の経費（本事業の実施団体の経常的運営に要する経費等本事業の実施に直接関係しない経費）は交付金の対象にはなりません。
- (2) 交付金の交付決定前に支出される経費

## 7 交付金の交付額

交付される交付金は、別紙1のとおり各取組に対して定額で交付します(交付目的に従い、5の交付金の交付の対象となる経費を補助事業で支出した場合、各上限額まで全額交付します。)

ただし、交付金の交付の対象となる経費の算定に誤りがないかどうか等を審査した上で交付金額を決定するため、申請者により提案された額より減額されることがあります。

また、補助事業により収益が生じた場合は、その収益に相当する額を減額して交付しますのでご注意ください。

## 8 説明会の開催

- (1) 本事業に関する説明会を次のとおり開催します。

日 時 平成25年5月8日(水) 11:00~17:30

場 所 農林水産省 本館7F 共用第6会議室(ドア番号:本768)

東京都千代田区霞が関1-2-1

なお、開催にあたり、以下のとおり各取組ごとに説明時間を分けて行います。

- ① 全国ネットワークの構築及び運営 (11:00 ~ 11:20)
- ② 人材活用対策の円滑な実施 (11:25 ~ 11:45)
- ③ 子ども農山漁村交流 (13:00 ~ 13:30)
- ④ 大学・企業等の研修等の推進 (           "           )
- ⑤ グリーン・ツーリズムの推進 (13:35 ~ 14:15)
- ⑥ 農林漁家民宿の活性化推進 (           "           )

⑦ インバウンドの推進	( 〃 )
⑧ 障がい者福祉との連携	(14:20 ~ 14:50)
⑨ 健康・医療・介護との連携	( 〃 )
⑩ 耕作放棄地、廃校・空き家等を活用した地域活性化の取組の推進	(14:55 ~ 15:15)
⑪ 移住・定住の促進	(15:20 ~ 15:50)
⑫ 美しいむらづくりの推進	(15:55 ~ 16:15)
⑬ 多様な主体との連携	(16:20 ~ 16:40)
⑭ 農山漁村活性化のための交流事業推進	(16:45 ~ 17:05)
⑮ 集落課題の情報受発信	(17:10 ~ 17:30)

(2) 会議室の都合により出席者は各団体1名程度とします。

(3) 説明会への出席は応募条件としません。

## 9 審査ヒアリング

申請者より提出された提案書等を審査するに当たり、必要に応じて申請者から提案書の内容についてヒアリングすることがあります。

なお、ヒアリングを行う場合は、事前に申請者に連絡いたします。

## 10 提案書の選定及び事業実施進計画の承認

### (1) 提案書の選定等

提案書の選定については、選定審査委員会を設置し、(2)の観点から提案書の審査を行い、予算の範囲内で、農村振興局長が選定します。申請者より提出された提案書が選定された場合は採択通知書を、不採択の場合は不採択通知書を申請者宛てに通知します。

また、選定の際、採択通知書を通知した者に対し、(3)の事業実施計画の承認申請に当たり条件を付すことがあります。

なお、採択通知書を受けた者の辞退などがあった場合は、これに伴い、不採択通知書を受けた者に採択通知書を通知する場合があります。その際は、事前に該当する者に御連絡致します。

### (2) 審査の観点

- ① 事業の趣旨、目的の理解度
- ② 事業の実現性と効率性
- ③ 事業遂行のための技術力、組織運営の妥当性
- ④ 別紙1の取組内容のそれぞれに対する実施手法の妥当性、取組の効果

### (3) 交流促進計画の承認

本交付金の申請者は、提案書の選定後1月以内に事業実施計画を農村振興局長に提出し、その承認を受けてください。

なお、提案書の選定後、内容や対象経費の精査などのため、ヒアリングを行う

ことがあります。ヒアリングの日時などについては、事前に申請者に御連絡いたします。

## 11 交付金の支払手続

交流促進計画を承認したときは、農村振興局長より本交付金の申請者に対して交付金割当通知を送付し、提案された本事業の取組に割当される交付金の交付の額をお知らせします。

本交付金の申請者は、割当された額を踏まえ、「都市農村共生・対流総合対策交付金交付要綱」（平成25年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第5に定める交付金交付申請書を作成し、農村振興局長に提出してください。

その後、農村振興局長から発出される本交付金の交付決定通知が送付された後に、本交付金の対象となる事業を開始することができます。なお、これ以前に発生した経費や本事業の実施終了後に発生した経費は、交付金の交付の対象になりません。

本交付金の支払方法は事業の実施終了後の精算払を原則とします。なお、支払に関する手続は以下のとおりです。

- ・ 申請者は、毎年度事業実施年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1か月を経過した日のいずれか早い日までに、領収書等の写しを添付して、交付要綱に定める実績報告書を作成し、農村振興局長に提出してください。
- ・ その後、農村振興局長により、提出された当該実績報告書と領収書等の写しについて審査し、交付決定額の範囲内で、実際に使用された経費について交付する額を確定し、確定通知の送付により交付金が支払われます。

## 12 事業実施に当たっての留意事項

### (1) 交付金の経理

交付金の交付に当たっては、どのような目的で、いつ支出されたか、いくら支出されたかなどについて明らかにしていただく必要があります。

したがって、交付金の申請者は、本交付金の事業とそれ以外の活動に係る経理を明確に区分しておく必要があります。本交付金の事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、この収入及び支出についての証拠書類及び関係資料を整理し、一定期間整備保管しておく必要があります。

### (2) 事業実施計画を変更する場合の手続

以下に該当する場合については、農村振興局長に事業実施計画を提出し、その承認を受ける必要があります。

- ① 事業費の3割を超える増減
- ② 事業実施主体又は事業実施期間の変更
- ③ 事業の廃止

### (3) 人件費の算定

本交付金に係る本事業の実施に当たり、人件費を補助の対象とする場合には、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月2

7日付け22経第960号大臣官房経理課長通知)に基づき、人件費を算定しなければなりません。

- (4) 事業により整備したデータベースや研修システム等の権利は農林水産省に帰属し、事業実施者はこれらのものを事業完了後速やかに農林水産省に提出するとともに、「人材活用対策の円滑な実施」事業で整備したデータ等については破棄する事とする。

#### 14 その他留意事項

本交付金の応募に当たっては、「都市農村共生・対流総合対策交付金実施要綱」(平成25年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)及び「都市農村共生・対流総合対策交付金実施要領」(平成25年〇月〇日付け〇農振第〇〇号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)を必ずお読みください。

本交付金は、補助金適正化法等の法令、実施要綱、実施要領等の通知に従って実施されるものです。これらに違反して本事業を実施することはできませんので御注意願います。

##### (1) 交付金の返還について

交付金の交付決定以前に本事業に着手するなど補助金適正化法に違反して交付金を使用した場合は、交付金の交付決定が取り消され、受け取った交付金の全部又は一部について返還を求めることがありますので御注意願います。

##### (2) 罰則について

不正な手段により交付金の交付を受けるなどした場合は、懲役又は罰金の刑が科せられることがありますので御注意願います。

本事業の実施に当たり、調査等を行う場合がありますので、御協力をお願いします。

#### 15 お問い合わせ先及び提案書等提出先

お問い合わせについては、以下の連絡先に電話かFAXをしていただきますようお願いいたします。

また、提案書等の提出先は、以下のとおりです。

農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL : 03-3502-8111

(内線5447, 5451)

Fax : 03-3595-6340

別表1

取 組	内 容	公募上限額及び公募予定数
1. 【 都市と農村の共生・対流に向けた全国的推進 】		
全国ネットワークの構築及び運営	<p>都市と農村の共生・対流の取組を全国的に普及・啓発するための、以下の取組。</p> <p>①都市と農村の共生・対流に関する全国イベントの開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当省主催・後援表彰事業における受賞団体等が参集し相互のつながりを深める全国イベント（300人規模）を開催し、全国の先進地等の活動の継続に資する。同イベントとして、分科会、交流会等を開催。</li> <li>・さらに、全国イベントと併せて次の取組を実施。</li> </ul> <p>②優良事例の選定及び事例集の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の農山漁村における優良事例（約2000件）をデータベース化し、地域や分野等の関連キーワードにより事例の検索・抽出・閲覧ができるシステムの開発。</li> <li>・平成24年度までに各種の農林水産大臣表彰を受けた地区（約200地区）等の地区について、地区の現状及び取り巻く状況の変化を把握し、調査概要を作成。</li> </ul> <p>③農山漁村、消費者及び多様な主体が連携した「人と情報のネットワーク」の構築及びその連絡調整会議の運営。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換ポータルサイトの開設</li> <li>・連絡調整会議の運営</li> </ul> <p>④ 都市と農村の共生・対流等に関する全国的な動向調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市と農村の共生・対流に関する全国的な動向を把握するため、約1万人を対象とし、都市部・農村部別、年代別、職業別等約50問程度のインターネットアンケート調査及び分析を実施。都市と農村の共生・対流の取組を全国的に普及・啓発するための以下の取組。</li> </ul>	2,400万円を上限とし、1事業実施主体を公募します。
2. 【 人材活用支援 】		
人材活用対策の円滑な実施	<p>集落連携推進対策と一体的に行う人材活用対策の円滑な実施を図るために必要な次の取組。</p> <p>①人材活用対策で地域に入り活動する人材の募集と登録</p> <p>地域活性化に有効な知識や技術を有する専門家、地域活性化の取組に意欲的な都市部の若者を、募集、斡旋により確保、登録しデータの管理を行う。</p>	3,800万円を上限とし、1事業実施主体を公募します。



・各種専門分野の人材を確保。

(例：地域再生、観光開発、介護福祉、食育、経営診断、農業経営、食品開発、デザイン、IT、建築設計、集落バス運行等)

・研修生等を全国10カ所程度で募集を行い、100人程度の人材を確保。

・受入先の要望に沿う人材がない場合は、追加募集や関係団体からの斡旋等により人材を確保。

#### ②受入地域が求める人材の派遣

人材活用対策を行う活動主体の要望に対して、①で登録した人材とのマッチングを行い、必要な人材を派遣する。

・活動主体からの依頼に対し、登録してある人材から要望に添う者を選定し、参加の意思の確認及び活動主体の採用の可否の確認を行い人材を派遣する。

#### ③人材の円滑な活動に対する支援

総務省事業の地域おこし協力隊、集落支援員との合同研修、合同活動報告会の実施。

本交付金で活動する人材に対して、活動期間中の情報交換体制の整備、定期的な活動状況把握によるサポート及び人材や受入団体への相談の場の提供。

・人材活用対策の人材が活動する地域周辺で活動する、地域おこし協力隊、集落支援員も含めて東京において研修及び活動報告会を実施する。その際、総務省や地域サポート人ネットワーク全国協議会等と連携して実施する。

・本交付金で活動する人材の横の連携がはかれるよう、交流会の実施などの体制の構築。

・本交付金で活動する人材の活動状況について、訪問や電話等により活動状況を把握し、交流会や研修の情報提供などサポートを行う。

・インターネットのサイト等において、地域で活動する人材や受入団体の相談を受ける体制を整備する。

#### ④全国の人材の活動状況の把握

人材活用対策を実施する各活動主体の人材の活動状況を把握し、事業の実施状況について定期的に発注者に報告する。

・農林水産省が提供する人材活用対策を実施する活動主体の一覧を利用し、各活動主体における人材の活動状況を把握し、月に一度発注者に状況の報告を行う。

3. 【 教育・観光・健康福祉と連携した取組の推進 】		
<p>■教育 (1) 子ども農山漁村交流</p>	<p>農山漁村における子どもの宿泊体験活動の全国的な推進に必要な以下の取組。</p> <p>① <b>子ども農山漁村交流プロジェクトに関するアンケート実施</b> 平成20年度から現在まで実施した受入地域と送り出し学校に対する『子ども農山漁村交流プロジェクト』の実施に関するアンケート調査を実施する。 例・受入地域(地域協議会、地方公共団体等)：取組に関する課題、地域への経済効果等 ・送出学校(学校関係者等)：取組に関する課題、子どもへの教育効果等</p> <p>② <b>事例集の作成</b> 現在までの受入地域について、[地域情報、受入時期、体験プログラム、体験料、効果]等の項目を掲載した事例集を冊子タイプ及びWeb掲載タイプで作成し、配布・掲載する。</p> <p>③ <b>中高生向け体験プログラムの開発</b> 先進的に農山漁村における宿泊体験活動を実施している中学・高校を対象に調査を行い、中高生に対して高い教育効果を発揮する(例：勤労観・職業観を芽生えさせるような)体験プログラムを検討・開発する。</p> <p>④ <b>総合的な地域活性化の検討</b> 子どもの農山漁村交流を起点とする総合的な地域活性化の取組の可能性の検討を行う。</p>	<p>1,500万円を上限とし、1事業実施主体を公募します。</p>
<p>■教育 (2) 大学・企業等の研修等の推進</p>	<p>農山漁村における大学・企業等の研修等の推進に必要な以下の取組。</p> <p>① <b>農山漁村において大学や企業等が行っている交流に関わる活動実態の把握</b> 農山漁村における大学や企業等の交流に関わる活動事例等の実態を把握する。</p> <p>② <b>大学や企業等と受入地域のニーズ把握</b> 農山漁村における大学や企業等の活動に関するニーズを把握する(大学入学時期の変更等の影響についても考慮する)。</p> <p>③ <b>大学や企業等と受入地域の相互交流を促進するための方法の検討</b> 農山漁村において大学や企業等を受け入れるモデルプログ</p>	<p>800万円を上限とし、1事業実施主体を公募します。</p>

	<p>ラムを開発するとともに、全国数カ所で受け入れの取組を試行的に実施する。</p> <p>④ <b>総合的な地域活性化の検討</b> 農山漁村における大学・企業等の研修等の推進を起点とする総合的な地域活性化の取組の可能性の検討を行う。</p>	
<p>■観光 (1) グリーン・ツーリズムの推進</p>	<p>グリーン・ツーリズムの推進に必要な以下の取り組みを実施。</p> <p>① <b>グリーン・ツーリズムの推進のためのネットワーク構築</b> グリーン・ツーリズムの推進に必要な全国的なネットワークを構築するため、「グリーン・ツーリズム推進連絡会議」と都道府県単位の協議会との連携に向けた方策を検討する。 「グリーン・ツーリズム推進連絡会議」を活用したグリーン・ツーリズムの推進についての意見交換会を開催する。</p> <p>② <b>多様なグリーン・ツーリズムモデルプランの検討</b> グリーン・ツーリズム未体験者でも参加しやすいモデルプラン（1泊2日、日帰り等）を作成し、実証のうえ課題を整理する。</p> <p>③ <b>グリーン・ツーリズムの取り組みに係る支援</b> グリーン・ツーリズムの取り組みを実施している地域や、これから取り組もうとする地域を対象に研修会等を開催する。</p> <p>④ <b>グリーン・ツーリズムへの誘致方法の検討</b> グリーン・ツーリズムへの誘致方法の検討を行う。</p> <p>⑤ <b>旅行会社とグリーン・ツーリズム実施地域とのマッチング</b> 旅行会社とグリーン・ツーリズム実施地域の商談会を開催する。</p> <p>⑥ <b>総合的な地域活性化の検討</b> グリーン・ツーリズムを起点とする総合的な地域活性化の取組の可能性の検討を行う。</p>	<p>2,000万円を上限とし、1事業実施主体を公募します。</p>
<p>■観光 (2) 農林漁家民宿の活性化推進</p>	<p>農林漁家民宿のさらなる活性化を図るため必要となる以下の取組。</p> <p>① <b>農林漁家民宿経営研究会の設置及び運営</b> 農林漁家民宿の経営モデルの調査・分析などを行うため、農林漁家民宿経営研究会を設置し、委員の選定、研究会の運営を行う。</p> <p>② <b>経営実態分析、格付評価を含む農林漁家民宿に関する情報提供の方法、予約等のオペレーションについての課題検討やマニュアル作成</b></p>	<p>1,500万円を上限とし、1事業実施主体を公募します。</p>

	<p>アンケート調査や国内外の既存の統計資料に基づき分析を行い、格付評価を含む農林漁家民宿に関する情報提供の方法に関する事例調査、農林漁家民宿の経営課題の整理を行う。</p> <p>また、農林漁家民宿の開設や円滑な運営を支援するために必要となるマニュアルを作成する。</p> <p><b>③ 農林漁家民宿のネットワーク化の方法に関する課題と方策の検討</b></p> <p>組織のネットワーク化の事例や、農林漁家民宿のネットワーク化を推進する上での課題と今後の方策について検討を行う。</p>	
<p>■観光 (3) インバウンドの推進</p>	<p>訪日外国人旅行者へのグリーン・ツーリズム普及に向けた以下の取組。</p> <p><b>① 訪日外国人旅行者のグリーン・ツーリズムの実態調査</b></p> <p>グリーン・ツーリズムにおける訪日外国旅行者の受入れの実態（教育旅行含む）や、国・地域別のニーズを調査する。</p> <p><b>② 訪日外国人旅行者への情報発信手法の検討</b></p> <p>訪日外国人旅行者が日本のグリーン・ツーリズムの情報を入手するための情報発信手法を検討する。</p> <p><b>③ トラベルマートへの参画</b></p> <p>観光庁が主催する訪日旅行トラベルマートへ参画する。（年1回、数団体程度）</p>	<p>700万円を上限とし、1事業実施主体を公募します。</p>
<p>■健康 (1) 障害者福祉との連携</p>	<p>農山漁村の持つ地域資源を障害者の就労の場として活用していくために、優良事例の調査、ネットワークの構築など係る以下の取組</p> <p><b>①</b>障害者福祉団体、受け入れ農家双方の現状について、アンケート調査を実施し問題点の洗い出しを行うとともに対応方針を検討。</p> <p><b>②</b>農山漁村側の役割分担や耕作放棄地、廃屋、廃校などの活用方策等についての検討。</p> <p><b>③</b>農業を利用した障害者就労のモデル地区を設けるとともに、農園等の開設マニュアルの作成。</p> <p><b>④</b>障害者福祉団体と受け入れ農家とのマッチングを行うため、全国10道府県において50人規模の説明会の開催。</p> <p><b>⑤</b>農山漁村の持つ地域資源を障害者の就労の場として活用し</p>	<p>1,300万円を上限とし、1事業実施主体を公募します。</p>

	<p>ている事例を調査するとともに優良事例集を作成。</p> <p>⑥農山漁村と障害者福祉団との連携を行うことにより、農山漁村のもつ地域資源を障害者の就労の場の活用等、新たな地域活性化の可能性について検討を行う。</p>	
<p>■健康</p> <p>(2) 健康・医療・介護との連携</p>	<p>農山漁村の持つ地域資源を高齢者の生きがいがづくり、健康づくりに活用していくために必要な、優良事例の調査、ネットワークの構築などに係る以下の取組</p> <p>①高齢者福祉団体、受入れ農家双方の現状について、アンケート調査を実施し問題点の洗い出しを行うとともに対応方針を検討。</p> <p>②農山漁村側の役割分担や耕作放棄地、廃屋、廃校などの活用方策等についての検討。</p> <p>③高齢者福祉団体と受け入れ農家とのマッチングを行うため、全国2道府県において50人規模の説明会の開催。</p> <p>④農山漁村の持つ地域資源を高齢者の生きがいがづくり、健康づくりの場として活用している事例を調査するとともに優良事例集を作成。</p> <p>⑤農山漁村と高齢者福祉団との連携を行うことにより、農山漁村のもつ地域資源を高齢者の就労の場の活用等、新たな地域活性化の可能性について検討を行う。</p>	<p>800万円を上限とし、1事業実施主体を公募します。</p>
<p>4. 【都市と農村の共生・対流の推進に資する支援】</p>		
<p>(1) 耕作放棄地、廃校・空き家等を活用した地域活性化の取組の推進</p>	<p>耕作放棄地、廃校・空き家等を活用し、複数メニューを取り込んだ総合的な地域活性化の推進に必要な以下の取組。</p> <p>① <b>全国の先進事例や優良事例地区等に関する情報の整理及び分析</b></p> <p>耕作放棄地、廃校・空き家を活用し、複数メニューを取り込んだ総合的な地域活性化を図っている優良事例等を整理し、成功要因等を分析する。</p> <p>② <b>地域活性化の状況及び考察等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①の分析結果等を踏まえて、耕作放棄地、廃校・空き家を活用した地域活性化の方法について、自然的、社会的、経済的等諸条件を踏まえて検討する。</li> <li>・都市と農山漁村との地域間交流を促進した取組地域の活性化状況調査及びとりまとめを踏まえた考察等を行う。</li> </ul> <p>なお、活性化状況調査結果については、10月末日までに整理。(取組地域1500地区程度、50問程度)</p>	<p>1,300万円を上限とし、1事業実施主体を公募します。</p>

<p>(2) -1 移住 ・定住の促進</p>	<p><b>田舎暮らし希望者と農村未利用資源の結びつけ活動の支援</b></p> <p>田舎暮らしを希望する都市住民と地域の未利用資源（空き家、耕作放棄地等）を結びつけようとする市町村の取組を支援し、各地での実践に向け参考とすべき情報を整理する。</p> <p>(ア) モデル的な取組を行う市町村の掘り起こし</p> <p>(イ) 協力市町村における体制整備の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整備すべき情報や地元の受入体制に関するアドバイス</li> <li>・制度面での留意事項に関するアドバイス（農地の貸借については、特定農地貸付法を利用） 等</li> </ul> <p>(ウ) 田舎暮らし希望者に対する情報発信の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレットの作成・配布、雑誌やWebへの掲載等</li> <li>・関東、近畿等の主要地域でのPRイベントの開催</li> <li>・都市住民からの問い合わせに対応するための相談員の設置</li> <li>・モデル地区への体験交流ツアーの実施 等</li> </ul> <p>(エ) (イ) 及び (ウ) の活動の成果を取りまとめ、同様の取組を広げていく上での課題を分析</p> <p>なお、月に1回程度の頻度で関係者が集まり、これまでの活動状況について情報を共有するとともに、今後の事業の進め方について議論を行うこととする。</p>	<p>1,000万円を上限とし、1事業実施主体を公募します。</p>
<p>(2) -2 移住 ・定住の促進</p>	<p>農山村地域における空き家対策への取組</p> <p><b>空き家対策推進調査（対象：個人所有で自家用）</b></p> <p>①地方自治体活用実態調査（ブロック別）</p> <p>農山村地域の空き家について</p> <p>(ア) 農山村地域の置かれている地理的、社会的、経済的諸条件による自治体の活用優良事例調査</p> <p>(都市近郊9事例：北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州)</p> <p>(農村18事例：上記各ブロック×2)</p> <p>(イ) 地方自治体（県又は市町村）の条例設置状況や条例設置への取組背景等の調査</p> <p>②空き家の将来予測（地域区分別）</p> <p>(ア) 発生要因（上記①の地区）</p> <p>(イ) 今後の見通し（上記①の地区）</p> <p>③空き家活用の対策の提案</p>	<p>800万円を上限とし、1事業実施主体を公募します。</p>

	<p>(ア) 空き家の活用のための有効な対策提案</p> <p>※地域区分とは、例えば都市近郊地域、豪雪地域、過疎地域、その他の農村等</p>	
<p>(3) 美しいむらづくりの推進</p>	<p>自然、景観等を活かした都市との交流など、訪れたいくなる美しいむらづくりの推進に向けた以下の取組。</p> <p>① <b>都市住民等のニーズ把握・分析</b> 都市住民や学校教育関係者、旅行会社等の交流の受入対象に対して、農村の豊かな自然や美しい景観等を活用した交流の取組に関するニーズ調査を実施し、その分析を行う。</p> <p>② <b>全国の先進事例や優良事例地区等に関する情報の整理、分析</b> 自然、景観等を活用した美しいむらづくりに関する優良事例（海外の事例を含む。）等を整理し、成功要因等を分析する。</p> <p>③ <b>都市住民等の参加によるむらづくり手法の検討</b> ②の分析結果等を踏まえて、都市住民等の参加による美しいむらづくりの手法を具体的な地域において検討する。</p> <p>④ <b>総合的な地域活性化の検討</b> 美しいむらづくりを起点とする総合的な地域活性化の取組の可能性の検討を行う。</p>	<p>700万円を上限とし、1事業実施主体を公募します。</p>
<p>(4) 多様な主体との連携</p>	<p>多様な主体が農村を支える仕組みを構築するために必要な次の取組。</p> <p>① 「農村コミュニティ・ビジネス」に対する市民ファンドの支援実態・課題について調査・分析</p> <p>② 「農村コミュニティ・ビジネス」に投融資した実績があり、かつ優良な取組を行っている市民ファンド（3箇所程度）を選定し、投融資先を選定する際の審査手法の確立、指導助言のあり方の検討（モデル事業）</p> <p>③ ②の結果を踏まえ、農山漁村地域における新しい資金循環の仕組みとしての市民ファンドの運営ノウハウの集約、今後の課題等の提言</p> <p>④ <b>総合的な地域活性化の検討</b> 多様な主体との連携を起点とする総合的な地域活性化の取組の可能性の検討を行う。</p>	<p>1,000万円を上限とし、1事業実施主体を公募します。</p>
<p>(5) 農山</p>	<p>農山漁村活性化のための交流事業推進に向けた以下の取組。</p>	<p>1,500万円を上</p>

<p>漁村活性化のための交流事業推進</p>	<p>① 農林水産省が所有する農山漁村活性化のための交流事業等の情報を発信するポータルサイト（ふるさとふれあいプロジェクト）の管理運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存のポータルサイトの管理運営</li> <li>・ポータルサイト利用者の動向調査</li> </ul> <p>② 交流事業に関する普及・啓発活動の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流事業募集者に対し研修会の実施 （参加者のニーズ、ホスピタリティ、法令等）</li> <li>・交流事業参加者の誘致活動</li> <li>・交流事業募集者の問い合わせ等への個別対応</li> </ul> <p>③ 交流事業募集者・参加者のニーズ等把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交流事業参加者のニーズを把握するための調査を実施</li> <li>・交流事業募集者のニーズを把握するための調査を実施</li> <li>・交流事業参加者の意識調査</li> </ul>	<p>限とし、1事業実施主体を公募します。</p>
<p>（6）集落課題の情報受発信</p>	<p>中山間地域の集落等がインターネットを活用して、地域課題の発信や多様な主体からの有効な助言や情報の収集ができる仕組み(集落情報システム)の定着を図るための以下の取組。</p> <p>① 集落情報システムの活用等により、中山間地域等の集落自らが課題等の情報受発信を行うため、集落のリーダー等を対象に課題解決に向けたIT技術の活用方法、集落情報システムの操作方法やホームページ作成等を内容とした研修を開催。(10ブロック×20名程度)</p> <p>② 集落が集落情報システムに送信する地域課題に関する質問・相談等への回答や他地区事例の紹介等を行うため、学識経験者、NPO等からなるサポート体制を構築。</p> <p>③ 集落情報システムの活用・定着を図るため、パンフレットの作成や事前説明会の開催などによる普及・啓発。</p> <p>※ 集落情報システムは、別途構築予定。</p>	<p>2,000万円を上限とし、1事業実施主体を公募します。</p>



別紙 2

都市農村共生・対流総合対策交付金（広域ネットワーク推進対策）の対象経費

区 分	経 費
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費、特別旅費（委員等旅費、研修旅費、日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車輛燃料費、食糧費（茶菓子等）、印刷製本費等
5 役務費	通信運搬費、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
8 備品購入費	施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数（以下単に「耐用年数」という。）が3年以下のものに限る。）
9 報酬	技術員手当（給料、職員手当）（本事業の業務を実施するための労働の対価として労働時間に応じて支払う経費（退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料
11 補償費	借地料等
12 資材等購入費	資材購入費、調査試験用資材費等（耐用年数が3年以下のものに限る。）
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費
14 研修手当	実践研修に要する手当

集落連携推進対策と一体的に行う人材活用対策の円滑な実施を図るために必要な次の取組。

- ①受入地域が必要とする専門的な知識や技術を有する者や都市部の若者を募集、登録し、受入地域に派遣する仕組みの構築
  - ・田舎で働きたい人材の募集（全国10カ所程度）、登録（200人程度）、派遣（100人程度）及び人材の情報管理・運営
- ②人材の派遣先で、円滑に活動を進めるための研修会の開催や相談窓口などバックアップ体制の確立
  - ・派遣前合同研修、合同発表会、相談窓口設置  
（総務省、地域サポート人ネットワーク全国協議会（広島県神石高原町）と連携）